

## 第107回理事会 議事概要

- 1 日 時 令和5年11月16日(木) 午後2時30分～午後4時10分
- 2 会 場 てくのかわさき 2階 テクノホール 及び リモート
- 3 行政説明
  - ・公有財産（土地）の貸付に係る減免の取扱いについて  
（説明者：健康福祉局 施設課 野中課長、鷺見係長）
  - ・災害時個別避難計画（高齢者版）について  
（説明者 健康福祉局 介護保険課 菊川課長、管理係 村上課長補佐）
- 4 議題
  - 議案第1号 各ワーキング等の取組について（報告）
  - 議案第2号 法律相談事業について
  - 議案第3号 令和6年度予算要望について
- 5 出席理事 代理を含め23名、委任状12名 計35名／理事総数37名
- 6 概要
  - (1) 議長及び議事録署名人2名を選出した。
  - (2) 議案第1号「各ワーキングの取組について」事務局から報告があった。
  - (3) 議案第2号「法律相談事業について」事務局から説明があり、原案のとおり承認された。
  - (4) 議案第3号「令和6年度予算要望について」事務局説明の後、要望項目の並び順について出席者から修正の提案があり、原案の要望項目1及び2を4及び5に繰下げ、3, 4, 5を1, 2, 3に繰り上げる修正を加えた上で承認された。
  - (5) その他として、事務局から、理事長・施設長合同研修会及び新年会について、令和6年1月19日に同日開催する予定である旨の説明があった。
- 7 主な発言
  - (1) 行政説明「災害時個別避難計画（高齢者版）について」
    - 出席者：個別避難計画をケアマネジャーが作成することについて、法的な位置付けはあるのですか？
    - 村上課長補佐：あくまでも市からの依頼で作成していただきますので、ケアマネジャーの作成義務というものではありません。
    - 出席者：具体的に個別避難計画を作成するときの利用者が希望する避難場所については、どのようなところを想定していますか？
    - 村上課長補佐：御本人の状態を勘案して、例えば御家族や御親族が対応できる場合は、2階への避難や親族宅への避難ということもあると考え

ており、また、単身者で身寄りがなく、食事や排せつの介助などの生活支援が必要な方については、例えばショートステイの利用や小規模多機能の短期利用などについて、検討いただくことを考えています。

出席者：避難場所を個別避難計画に記載する際に、避難先の施設から了解をとるのですか？

村上課長補佐：関係者と合意形成ができて、初めて完成ということになるので、避難先で受入ができるということでした承を得ることを想定しています。

(2) 議案第3号「令和6年度予算要望について」

出席者：要望項目1番から5番の並び順について、何か意図がありますか？

順番を変えることは可能でしょうか？

事務局：要望項目の並び順は従来の要望書を元に修正を加えた結果であり、この順番でなければというものはありません。

出席者：事業協会として、上にくる方の要望項目を重要視していると受け取られてしまうと思うが、自分としては3, 4, 5の方がより強く訴えたい内容なので、修正を提案したい。

議長：提案の内容は、要望項目3, 4, 5を1, 2, 3として、1, 2が4, 5になるというものですが、事務局は如何ですか？

事務局：それでは、お諮りする案につきまして、3, 4, 5を1, 2, 3とし、1, 2を4, 5に繰り下げる修正を加えさせていただきます。

議長から、本日予定した議事は全て終了した旨の発言があり、午後4時10分に閉会を宣言し解散した。

川崎市老人福祉施設事業協会

## 第107回 理事会 次第

日 時 令和5年11月16日(木) 午後2時30分から  
場 所 てくのかわさき 2階 てくのホール  
及び リモート開催【Zoomを使用】

### 議題

(健康福祉局から)

- 1 公有財産(土地)の貸付に係る減免の取扱いについて 【行政資料1】
- 2 災害時個別避難計画(高齢者版)について 【行政資料2】

(理事会)

- 1 各ワーキング等の取組について 資料1
- 2 法律相談事業について 資料2
- 3 令和6年度予算要望について 資料3
- 4 その他  
・理事長・施設長合同研修会及び新年会について 資料4

県内3政令市における給与費等の比較

	3政令市			県域
	横浜市	相模原市	川崎市	
地域区分	2級地	4級地	2級地	3級～7級・その他
職員1人当たり給与費(円/月)	¥420,098	¥385,431	¥433,557	-
労働分配率	89.28%	90.42%	91.60%	-
人件費率	64.46%	66.33%	65.55%	67.54%
内 派遣職員比率	2.41%	2.74%	4.00%	-
委託比率	7.38%	6.56%	9.70%	5.91%
人件費率+委託費率	71.84%	72.89%	75.25%	73.45%

※「2022年度 神奈川県特別養護老人ホーム実態調査 報告書」(神奈川県社協)から引用

特別養護老人ホーム新規申込者数及び待機者数

集 計 期 間		新規申込者数(人)		入居者数(人)		集計日	待機者数(人)	特養床数(人)	入居率(%)
令和3年4月～令和3年9月	令和3年度	1,166	2,578	634	1,226	令和3年10月31日	3,346	4,898	95.4
令和3年10月～令和4年3月		1,412		592		令和4年4月30日	3,360	5,032	93.6
令和4年4月～令和4年9月	令和4年度	1,252	2,508	912	1,675	令和4年10月31日	3,115	5,208	93.5
令和4年10月～令和5年3月		1,256		763		令和5年4月30日	2,823	5,208	94.3
令和5年4月～令和5年9月	令和5年度	1,350		762		令和5年9月30日	2,641	5,229	94.6
									5,281

※空床の理由(県内3政令市)【2022年度神奈川県特別養護老人ホーム経営実態調査報告書】神奈川県社協

	待機者がいない	職員配置等
従来型	3.07%	12.79%
ユニット型	5.43%	8.44%
混合型	6.85%	28.51%

特別養護老人ホーム入居申込者管理システム 受付情報のまとめ

川崎市老人福祉施設事業協会

集計期間	集計期間中に「相談中」となったもの※	比率	集計期間中に保留となったもの						計	備考
			希望者の事情	比率	施設側の事情	比率	その他	比率		
1 R2.7.1～R3.6.30	1,077	60.81%	511	28.85%	132	7.45%	51	2.88%	1,771	受付情報収集開始後1年間
2 R3.4.1～R4.3.31	1,249	61.56%	567	27.94%	163	8.03%	50	2.46%	2,029	令和3年度
3 R4.4.1～R5.3.31	1,339	61.20%	581	26.55%	214	9.78%	54	2.47%	2,188	令和4年度
4 R4.11.1～R5.10.31	1,343	63.08%	534	25.08%	188	8.83%	64	3.01%	2,129	直近1年間

※集計期間中に「相談中」となったものには、「期間中に決定となったもののうち期間前は相談中ではなかったもの」を含みます。

国籍別在留資格の内訳

令和5年7月1日現在

国籍/資格	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	ブータン	台湾	ミャンマー	ネパール	その他	合計
留学	2											2
インターシップ												0
EPA												0
技能実習	2		9	8	18	1			3			41
特定技能	14		64	11	20	3			16	4	5	137
在留資格【介護】	1	2	2	3								8
在留資格【医療等】	1											1
その他					1						2	3
合計	20	2	75	22	39	4	0	0	19	4	7	192

令和4年7月1日現在

国籍/資格	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	ブータン	台湾	ミャンマー	ネパール	合計
留学	2										2
インターシップ											0
EPA				1							1
技能実習	5		6	10	18	2				1	42
特定技能	6	1	68	11	10	1	4	2	3		106
在留資格【介護】	2	1	3	6							12
在留資格【医療等】	11										11
合計	26	2	77	28	28	3	4	2	3	1	174

令和3年7月1日現在

	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	ブータン	台湾	合計
留学	5								5
インターシップ									0
EPA					1				1
技能実習	2		6	4	21	2	4		39
特定技能	1		16	5	1			2	25
在留資格【介護】		1	3						4
在留資格【医療】	7								7
合計	15	1	25	9	23	2	4	2	81

## 令和6年度予算要望書

### 1 介護人材確保に向けた連携について

介護人材の確保・養成・定着の問題は厳しさを増しており、絶対的な不足と言える状態が続いております。

「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（都道府県別）」（令和3年7月9日 厚生労働省）によりますと、神奈川県内における必要数は、2025年度は170,757人、2040年度は203,805人であるのに対し、「現状推移シナリオによる介護職員数」は、2025年度が154,301人、2040年度が157,374人であり、それぞれ16,456人及び46,431人の不足が見込まれるとされておりました。

しかしながら、昨年来続いている介護職と他業種との賃金格差の拡大が、この問題を更に深刻なものにしています。

厚生労働省によると、令和4年は飲食・小売りや製造業などで賃上げが広がり、より良い待遇を求めて転職者が増えた結果、これまで増加を続けてきた介護の就労者数は前年比でマイナス1.6パーセントと、介護保険制度発足以降初めて減少に転じています。

また、令和5年は春闘での平均賃上げ率が3.58パーセントであったのに対し、介護職員の賃上げ率は1.42パーセントにとどまった結果、賃金格差はさらに広がり、人材流出に歯止めがかからない状況が続いています。

さらに、本市は、東京都区部と横浜市の間に位置し、両都市に人材が流出しやすい、極めて不利な立地条件のもとにあるという問題を抱えております。

昨年度、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会によって取りまとめられた「2022年度神奈川県特別養護老人ホーム実態調査報告書」においても、本市の厳しい実情が明らかとなっております。

同報告書によりますと、市内施設の職員1人当たり給与費は月額433,557円で、同じ2級地である横浜市の420,098円を上回り、県内で突出しています。

また、市内施設の人件費率は65.55パーセント、これに委託費率を加えた比率は75.25パーセントに達しており、県内3政令市平均72.68パーセントはもとより県内平均73.45パーセントをも上回っており、経営上の

大きな負担となっております。

法人・施設は、できることは全て行うことが必要と存じ努力を重ねておりますが、介護人材の確保の問題は、地域福祉を支える老人福祉施設の存続に関わる問題であり、法人・施設のみならず、行政、関係機関・団体をはじめ市民全体に関わります。

近隣の自治体では、外国の政府や都市と直接「介護人材の確保に関する覚書」を締結するなど、都市を挙げて取り組んでいる事例もございます。

また、介護人材の確保・定着を図るため、介護職員の家賃補助を行う自治体が増えており、当協会として、その必要性を訴えて参りましたが、昨年度から、本市においても「介護職員への家賃補助」を制度化していただきました。

要望を聞き入れていただいたことにつきまして感謝申し上げる次第ではございますが、現在の制度では施設のニーズに十分対応できず、その効果は限定的であることから、昨年度、次の3点について改善の要望をさせていただきました。

- 1 本市の制度は補助対象介護職員が直接不動産賃貸借契約を締結していることが前提となっているため、外国人技能実習生は家賃相当額を負担しているにも関わらず、本制度の対象外とされている点
- 2 特定技能1号の外国籍職員は本制度の対象になり得ますが、在留期間が最長5年であるのに対し補助の期間が最長3年であるため、4年目以降は補助が打ち切られてしまう点
- 3 補助の対象となる民間賃貸住宅を市内所在のものに限定している点

特に3点目は、本市の立地条件を無視したきわめて不合理な制約であり、居住地によって職員間に差異が生じてしまうことから、施設側が本制度の導入をためらう原因となっております。

前述のとおり、本市は東京都区部と横浜市に挟まれ、熾烈な人材獲得競争の渦中にあります。

また、公共交通網も整備され、既に多くの市外居住者に就労いただいている実態から考えても、職員の住居の所在を川崎市域に限定することは、合理性を欠いたものと言わざるを得ません。

市におかれましては、既に制度の改善に向けた見直しを進めておられることと存じますが、地域の実情を踏まえ、施設のニーズに応える改善がなされ

ることを期待しております。

次に、コロナ禍後の社会経済活動の正常化が進む中、前述のとおり介護職と他業種との賃金格差が広がり、介護の就労者数は減少に転じておりますが、今後の動向によっては、さらに深刻な事態が想定されます。

本年8月31日に開催された「新しい資本主義実現会議」におきまして、最低賃金の全国加重平均が目標の1,000円超えを達成したことについて、首相から「2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」との発言がありました。

目標どおりに最低賃金の上昇が進んだ場合、賃金全体が影響を受けますので、今後10年以上に渡り、年率で平均3パーセントを超える賃金の上昇が続くことになります。

そのようになった場合、介護職員の賃金水準は、仮に介護報酬改定時に十分な手当がなされたとしても改定が行われない年は賃上げの財源が捻出できないため、他の業種よりも劣後する状態が続くことになります。

昨年度は、介護職員の処遇改善を図るため、3パーセントの賃上げに相当する臨時改定が行われましたが、賃金の格差は広がっており、人材の流出に歯止めがかからない状況が続いています。

今後も、このような臨時改定が行われることは考えられますが、上昇が続く限り介護職員の賃金水準は常に平均賃金の後を追う形となるため、その効果は限定的です。

前述のとおり、市内の施設は神奈川県内の他の地域の施設と比べて人件費の負担が大きく、経営は既に厳しい状況にあります。

今後の展開によっては、人材の確保及び施設運営の継続がますます困難となり、運営が維持できなくなる事態も想定しておく必要がございます。

市におかれましては、事態の推移を十分見極め、適時適切に御対応くださいますようお願いいたします。

## 2 第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましては、入居申込者数等の状況から特別養護老人ホームの整備を抑制していただいたものと認識しておりますが、計画期間の始期である令和3年度以降も待機中の入居申込者数は、更に顕著な減少傾向を示しています。

特別養護老人ホーム入居申込者管理システムの集計データによると、待機中の入居申込者数は令和3年10月末日時点で3,360人であったのに対し、令和4年10月は3,115人、令和5年4月は2,823人、直近の令和5年9月では2,641人と、大幅に数を減らしています。

これは、従前からの計画に基づく施設の整備等により、特別養護老人ホームは令和3年10月の4,898床から令和4年10月の5,208床へと310床増床しているのに対し、新規申込者数が増えていないことによるものと考えられます。

新規申込者数は、令和3年度が2,578人、令和4年度が2,508人と、むしろ2.7パーセント減少しています。

入居率も市の集計によりますと、令和3年10月の95.4パーセントから令和4年10月の93.5パーセントまで低下しており、空床を増やす結果となっています。

令和4年10月末日時点の入居率を換算すると339床分の空床が生じている計算になりますが、これは前述の増床分310床を上回る数字です。

空床の原因は様々ですが、前出の「2022年度神奈川県特別養護老人ホーム経営実態調査報告書」には、県内3政令市内の施設における空床の理由について、「待機者がいない」を理由とするものが居室タイプ別に「従来型」3.07パーセント、「ユニット型」5.43パーセント、「混合型」6.85パーセントと、入居申込者がいないことが原因で空床が生じている事実が示されています。

さらに、「施設の体制や職員配置等」を理由に受入れができないとするものが「従来型」12.29パーセント、「ユニット型」8.44パーセント、「混合型」28.51パーセントと、「待機者がいない」を理由とするものを大きく上回っており、人員不足により施設の機能が維持できていない厳しい現状が確認できます。

全国老人福祉施設協議会が全国約1600の特別養護老人ホームを対象に行った調査(速報値)によれば、2022年度決算で赤字となった施設は62パーセントに上っており、現状はまさに「介護崩壊の危機」といえる状況です。

市におかれましては、現在、第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて作業を進めておられることと存じますが、特別養護老

人ホームのみならず、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など利用者が競合する施設を含め、需給のバランスを精査し、介護人材などのリソースにも十分配慮した上で、現状に即した的確な計画を立案されますよう、お願い申し上げます。

### 3 特別養護老人ホームの効率的な活用を図るための運用面の改善について

本市では、平成30年8月に「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」（以下「指針」という。）が改正され、入居申込受付窓口が一元化されるとともに「川崎市特別養護老人ホーム入居申込者管理システム」（以下この項において「システム」という。）の導入により、入居申込情報を効率的に管理する体制が整備されました。

その結果、入居申込手続の簡素化及び事務の効率化、更にはシステムの利用により正確かつ迅速に必要なデータの集計が可能になるなど、様々な効果が得られましたが、指針の改正から5年が経過する中で、いくつかの課題が顕在化しております。

1点目として、特別養護老人ホームの入居調整事務に関し、保留となる入居申込件数の問題がございます。

令和2年6月にシステムを一部改修し、同年7月以降について、市内特別養護老人ホームにおける受付後の対応状況（受付情報）を定量的に把握することが可能となりましたが、「受付情報」の集計によると、令和3年6月までの1年間に施設側で受付を行い「相談」に進んだものが1,077件であるのに対し、すぐに入居する意思がないなど、入居希望者側の事情で保留となったものが511件、医療ケアへの対応など施設側の事情で保留となったものが132件、その他の事情で保留となったものが51件と、申込の4割近くが入居に結びつかないという事実が明らかになりました。

令和4年11月から本年10月までの直近1年間についても、「相談」に進んだものが1,343件であるのに対して、入居希望者側の事情で保留となったものが534件、施設側の事情で保留となったものが188件、その他の事情で保留となったものが64件と同様の傾向は続いており、特に入居希望者側の事情で保留となったものの占める割合は、受付件数全体の25パーセントを超える高い水準で推移しています。

保留となった申込情報は、取下げ等がなされない限りシステムに登録され

続けることとなります。

このような入居に結びつかない申込情報は効率的な入居調整事務の支障になるばかりでなく、見かけ上の待機者数は実際よりも多くなりますので、更なる予約的な申込を誘発する、負のスパイラルが形成されているのではないかと懸念しております。

施設からの入居の意向確認に対し、今すぐ入居を希望しないなどの理由で断った場合のルールを指針に明記するなど、何らかの対策をとる必要がございます。

2点目として、指針に定められている申込書等の様式に使われている文言や記入方法が市民にとって分かりにくいという問題がございます。

例えば申込書(様式1)には介護保険の保険者番号・被保険者番号を記入する欄がございますが、その記入欄には「保険者番号」「被保険者番号」という見出があるのみで介護保険についての明確な記載がないため、市民から何を記入したらよいか分からないという問い合わせをいただくことが頻繁にございます。

また、「入居を希望する理由」の欄について、必須項目である旨の説明がないため記入漏れが多く、確認に時間を要するなど、事務の遅延と市民の負担を招いております。

その他、変更届など他の様式についても改めて検証した上で、より分かりやすい内容に改めていく必要がございます。

3点目として、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」が改正されたことに対して如何に対応するかという問題がございます。

令和5年4月7日付けで「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」が改正され、要介護1又は2の方の特例入居の要件について、「地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。」との文言が追加され、事実上、地域の実情を踏まえた要件の緩和が可能となりましたので、本市としての方針を決める必要がございます。

なお、同通知では、「関係自治体と関係団体が協議し、施設への入所に関する具体的な指針を共同で作成することが適当である。」とされております。

以上のほか、特別養護老人ホームの入居申込につきましては、手続の電子化など様々な課題がございますが、市におかれましては、これらの課題の解

決に向けて早急に取り組んでくださいますよう、お願いいたします。

また、改善策の検討に際しては、行政及び関係者からなる検討会の設置など、幅広く意見を反映させるための仕組みについて御配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 4 地域包括ケアシステムの構築に向けた連携について

市は、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を目指す地域包括ケアシステムの構築を進めておられますが、その理念に深く共感するとともに、心から敬意を表するところでございます。

当協会の会員施設は、従来から地域の一員として、また、地域に開かれた施設として、施設福祉サービスの提供にとどまらず、施設資源を活用した多様な形での公益的な取組を行っております。また、多くの施設が、それぞれの地域で地域包括支援センターとしての役割を担うなど、「地域の拠点」である老人福祉施設のネットワークが、地域包括ケアシステムをはじめとする川崎市の地域福祉を支えているものと自負しております。

各施設は、旺盛な市民の需要に可能な限り応えながら、提供するサービスの質の向上に努めてきたところでございますが、特に地域福祉を下支えする「最後の砦」として、医療的ニーズの高い重度高齢者の受入れや看取りなど、終の棲家としての役割が求められており、これに対応していくことが、従来にも増して重要となっております。

大半の施設は、条件付きながらストマ・酸素吸入のケア、胃瘻・喀痰吸引・尿道カテーテルなどの医療的ケアやターミナルケアに努めておりますが、医師の夜間・休日対応や看護師の夜間の配置などの課題を抱えております。

厳しい介護報酬経営のもとで看護師配置などの充実を図ることは困難であり、近隣の都市では、医療的ニーズの高い重度高齢者受入の割合に応じて助成金を交付する制度を設けている事例もございます。

このような他都市の例を参考にしつつ、南北に長い本市の地理的条件から、例えば、エリアごとに重度高齢者の受入が可能となる施設に対し集中的に看護師配置の充実を図るなど、本市の特性に合わせた制度の構築が求められます。

市におかれましては、地域包括ケアシステム構築に向けて介護と医療との

連携をさらに進めるため、特別養護老人ホームの看護師配置の充実、医療系関係機関・団体との連携・調整の強化、24時間体制の訪問看護ステーションの整備など、取組みの強化に向け御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

## 5 福祉避難所の設置・運営の強化について

市は、防災対策を最重点課題として取り組んでおられます。

特別養護老人ホームなどの社会福祉施設は二次避難所（福祉避難所）として位置付けられておりますが、災害時、施設はできる限り入居者や市民のために持てる機能を発揮したいと考えております。

発災時には、行政・施設とも混乱をきたす中で、極めて限られた人員で入居者の安全を確保し、施設の運営を維持しなければなりません。

そのためには、必要な情報を法人・施設相互及び行政との間で共有するためのネットワークの強化が特に重要であり、当協会として、その必要性を訴えて参りましたが、本市において「災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（通称：E-WELFISS）」の導入が進められ、昨年度本格稼働したところでございます。

当協会としても、E-WELFISSの活用を前提に効果的な施設間連携の仕組みを構築するため、昨年度「非常災害時の相互の応援に関する規約」及び「防災組織に関する規約」を定め、これらの規約に基づき各施設に防災責任者を置くとともに、各区を単位とする防災組織「班」を編成し、また各班の長によって組織される防災班長会議を設置するなど、体制の強化を図ったところでございます。

各班の単位で実施する訓練も既に8回を数え、E-WELFISSに対する職員の習熟度も上がってきておりますが、システムを使い込む中で改善を求める意見も寄せられております。

一例を上げますと、被災施設で物資が不足した場合を想定し、必要な物資を近隣の施設が持ち寄る「物資移送訓練」では、移送する物資の種類・数量等の情報を施設間で共有するため、E-WELFISSの連絡機能を利用しますが、現在のシステムは、新着のメッセージがリアルタイムでは表示されません。

そのため、連絡機能を利用して、各施設が提供可能な物資の種類・数量等の情報を発信し合うことで、お互いに持ち寄る物資の種類・数量等を調整する場合、他の施設が発信した情報を直ぐには確認できないため、円滑な調整ができ

ないなど不便な点があり、実際の災害時に活用できるのか、不安視する声も寄せられております。

つきましては、システムに関する様々な意見に耳を傾けていただき、必要な改修については、迅速に対応していただきますよう、お願いいたします。

なお、福祉避難所につきましては、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、高齢者等の避難行動要支援者の避難先等を定める個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、福祉避難所の指定及び受入対象者の公示により、福祉避難所への直接避難が可能になるなど、大幅な制度の見直しが行われました。

これらの改正・改定は、避難行動要支援者の支援強化につながるものですが、福祉避難所側には受入対象者の避難を想定した業務継続性の強化が求められるなど、多くの課題がございます。

制度導入の検討に際しては、様々な課題に対する認識を共有するとともに、十分な協議・調整のもとで進められるようお願いいたします。